

資料5

医療的ケア児・者支援部会資料
令和5年1月11日
教育振興部教育総合相談センター
教育振興部学校支援課
子ども未来部子どもわくわく課
子ども未来部保育課

学校、学童クラブ及び保育園における医療的ケアの実施状況について

1 要 旨

令和4年度から区立学校、学童クラブ及び保育園において医療的ケアを実施している。

2 現 況（経過等）

令和3年9月施行の医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）を受け、学校（幼稚園及び認定こども園を含む。）への就学、学童クラブの利用及び保育園に入所する医療的ケア児について、保護者が希望する場合には保護者の付添いがなくても適切な医療的ケアを受けられる具体的な措置を講ずることが、地方公共団体等の責務として位置付けられた。

3 内 容

（1）実施状況（令和5年1月現在）

2名（小学校及び学童クラブ1名、保育園1名）

（2）実施している医療的ケア

導尿、インスリン注射

（3）看護師配置方法

民間委託